よこはま土田メディカルクリニック	横浜市磯子区磯子	平成29年9月30日
医療法人社団健診会滝野川メディカルクリニック	東京都北区滝野川	平成28年9月30日
医療法人財団ティーダ大井町整形外科・外科クリニック	東京都品川区東大井	平成28年9月30日
M．Kクリニック	横浜市都筑区牛久保	平成28年9月30日
医療法人赤枝会赤枝病院	横浜市旭区上川井町	平成27年9月30日
医療法人明徳会総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通	平成27年9月30日
三崎クリニック	三浦市三崎町	平成27年9月30日
東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋	平成27年9月30日
高岡市民病院	高岡市宝町	平成28年9月30日
独立行政法人国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町	平成28年9月30日
医療法人社団河村医院	加賀市片山津温泉	平成28年9月30日
一般財団法人松原病院	福井市文京	平成28年9月30日
医療法人桂会丹尾医院	福井市松本	平成28年9月30日
特別医療法人城西医療財団城西病院	松本市城西	平成28年9月30日
社会医療法人財団慈泉会相澤健康センター	松本市本庄	平成29年9月30日
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り	平成28年9月30日
地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立須坂病院	須坂市大字須坂	平成27年9月30日
田村内科医院	塩尻市大門二番町	平成28年9月30日
医療法人梅田クリニック	岐阜市旦島	平成29年9月30日
医療法人社団大法会遠江病院	浜松市浜北区中瀬	平成29年9月30日
特定医療法人泰玄会泰玄会病院	一宮市東五城	平成29年9月30日
後藤クリニック	愛西市南河田町	平成29年9月30日
医療法人済衆館済衆館病院	北名古屋市鹿田	平成27年9月30日
社会医療法人財団新和会八千代病院	安城市住吉町	平成28年9月30日
常滑市民病院	常滑市鯉江	平成29年9月30日
医療法人社団洛和会洛和会音羽病院	京都市山科区音羽珍事町	平成29年9月30日
医療法人九間クリニック	大阪市西区千代崎	平成29年9月30日
中谷小児内科クリニック	大阪市平野区加美正覚寺	平成29年9月30日
医療法人互恵会池田回生病院	池田市建石町	平成29年9月30日
吉田アーデント病院	神戸市灘区原田通	平成29年9月30日
清水医院	神戸市長田区東尻池町	平成29年9月30日
鳥田診療所	神戸市中央区相生町	平成29年9月30日
医療法人久仁会明石同仁病院	明石市魚住町	平成29年9月30日
医療法人社団東翔会立山内科医院	伊丹市鈴原町	平成29年9月30日
シオヤ外科胃腸科医院	赤穂市新田	平成29年9月30日
医療法人社団せや眼科	三田市駅前町	平成27年9月30日
川崎医科大学附属川崎病院	岡山市北区中山下	平成29年9月30日
医療法人社団あえば会はしもと胃腸科内科	広島市中区吉島東	平成29年9月30日
香川県厚生農業協同組合連合会滝宮総合病院	香川県綾歌郡綾川町	平成29年9月30日
医療法人社団昌樹会ウツミ整形外科医院	香川県仲多度郡多度津町	平成29年9月30日
小倉記念病院	北九州市小倉北区浅野	平成27年9月30日
医療法人原三信病院	福岡市博多区大博町	平成27年9月30日
医療法人社団高邦会高木病院	大川市酒見	平成29年9月30日
中山医院	春日市一の谷	平成29年9月30日
医療法人光仁会西田病院	伊万里市山代町	平成27年9月30日
医療法人ロコメディカル江口病院	小城市三日月町	平成28年9月30日
市立大村市民病院	大村市古賀島町	平成27年9月30日
医療法人東陽会東病院	熊本市南区出仲間	平成27年9月30日
医療法人社団秋康会さとう胃腸内科クリニック	熊本市北区西梶尾町	平成29年9月30日
医療法人社団まこと会古川医院	熊本県菊池郡菊陽町	平成27年9月30日
医療法人博愛会別府中央病院	別府市北的ヶ浜町	平成27年9月30日
すずき内科クリニック	宮崎市柳丸町	平成27年9月30日
医療法人典生会加納中央医院	宮崎市清武町	平成27年9月30日
鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町	平成27年9月30日
社会医療法人天陽会天陽会中央クリニック	鹿児島市泉町	平成27年9月30日
医療法人玉昌会加治木温泉病院	姶良市加治木町	平成28年9月30日
医療法人寿仁会沖縄セントラル病院	那覇市与儀	平成27年9月30日
Aeromedical Institute KLM Health Services BV	Gebouw 133 Stationsplein NO Schiphol oost 1117 BV	平成27年9月30日
Medical Park Family Care	2211 East Northern Lights Blvd. Anchorage, AK 99508, U.S.A.	平成27年9月30日

○国土交通省告示第九百二十二号

船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）第八条の規定に基づき、船の長さ二十四メートル未満のモノコック構造を有する船舶のトン数の算定方法を定める告示を次のように定める。

平成二十六年十月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

船の長さ二十四メートル未満のモノコック構造を有する船舶のトン数の算定方法を定める告示

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　モノコック構造船舶の測度の基準
第一節　国際総トン数（第五条・第六条）
第二節　総トン数（第七条）
第三節　純トン数（第八条―第十三条）
附則

第一章　総則

（適用）

第一条　船の長さ二十四メートル未満のモノコック構造を有する船舶のトン数の算定方法については、船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号。以下「規則」という。）第一章及び第二章（第四節を除く。）の規定にかかわらず、この告示の定めるところによる。